

① 活動事項報告(6/4～8/7)

届出承認

- 1、B 街区サービス緑化・外構工事
- 2、F 街区芝張り工事
- 3、A 街区修繕工事
- 4、D 街区外部塗装・修繕工事
- 5、E 街区外部塗装・修繕工事
- 6、C 街区修繕工事
- 7、A 街区緑化工事
- 8、D 街区修繕工事
- 9、C 街区外壁・屋根塗装工事
- 10、D 街区池回り遊歩道工事(DIY) ※
- 11、A 街区門扉修繕塗装工事
- 12、A 街区緑化工事

現地確認と協議の上、全て承認されました。

(※10は条件付き承認)

② 委員会決定事項

今月の定例委員会(8/7 開催)では、以下の件が協議・決定されました。

マンション道路側生垣等補修工事発注

セキュリティ対策の一環として、前回の委員会で弁済金を使って整備することが決定されたマンション道路側生垣や木柵、鉄柵の整備を 1825 千円で技術センターに発注することが決定されました。木柵等の整備を先に行い、植栽の補充は 10 月以降に行います。

入口ゲート設置後の状況

設置当初は多少の混乱もあったものの、利用者の慣れもあって現在は問題なく稼働している旨が報告されました。一部オーナーから要望のあった、ゲートの場所を変更する件については、①他の位置ではマンホール等を避けてセンサーを埋設することができない、②警備

員の一時不在や車両交錯による混乱は(まだ起きてないが)今後運用でカバーすることは可能、とのことで現地点での運用を続けることになりました。尚、朝方にバーが見えにくくなるという問題については、まずはバーに目印をつける等、簡単にできる対処から施してみることにします。

ガレージを含む増改築に関する委員会指針

増改築案件に対して、旧デザインガイドラインが規定する屋根や壁、その他の素材や仕様にとどこまで準拠すべきかについて協議を行い、委員会として以下の指針を設けることとしました。

①旧デザインガイドラインは母屋の主要パーツに対してのものと考える

②増改築においては、母屋全体として一体感あるデザインであることが優先される

③増改築部分の個々のパーツにおいては、この一体感あるデザインが維持されている限り、必ずしもすべてが旧デザインガイドラインに指定されている通りである必要はない

これらは従来暗黙の裡に行われてきたことですが、増改築の際には、家屋全体デザインに重きを置き、ある程度自由な発想で設計デザインできるよう、今後の指針とすることといたしました。尚、ガイドラインの不備や不明瞭な点などは今後修正を検討して参ります。

協定違反に対する措置

6 月に緑化協定ガイドライン順守のお願い文書を配布して以降も残念ながら多くの違反状態が見られます。今回問題となる区画の写真を一軒一軒確認しました。これらについては、当該文書で告知したとおり、9月に入ってもなお問題を放置されている場合は、勧告措置に入ることに致しました。今一度自宅の緑をチェックして、8月中の対処をお願い致します。

HTBによる修繕工事予算残分の発注

本年度の修繕予算残 5411 千円の使途につき、HTB 技術センターより提案があり、検討の結果、以下の工事を行って頂くこととなりました。

1. 外灯・ポール・殺虫灯 塗装工事 1170 千円
2. 22番橋(南側はね橋) 塗装工事 200 千円
3. 〃 クラック補修工事 1100 千円
4. 〃 守衛室小屋 木部修繕工事 230 千円
5. K-3 風車(HTB 側) 建物修繕塗装 1400 千円
6. 21 番橋(アザレア橋)
汚水管取り換え工事 1311 千円

この結果、本年度の修繕予算残は0円となります。

③今月以降の工事他の予定

現在届出のある工事は以下の通りです。

- 1) ~8/20 A 街区緑化工事
- 2) ~8/30 E 街区外部塗装・修繕工事
- 3) ~8/31 D 街区修繕工事
- 4) ~8/31 C 街区外壁・屋根塗装工事
- 5) ~8/31 A 街区緑化工事未定
- 6) ~9/30 D 街区池回り遊歩道工事(DIY)

ワッセナーオーナーズガイドから

鋭意制作中のワッセナーオーナーズガイドとホームページ。その中では、ワッセナーで守って頂きたいいくつかのルールやマナーを記載させて頂いております。どれも共益、あるいは他人に迷惑をかけないとの観点から、従来から施行されていたことを再確認し、明文化するものですので、ご理解とご協力をお願い致します。

①長時間の路上駐車は禁止です

ワッセナー内の道路は共益施設です。利用は平等に行われなければなりません。許可を受けた工事車両、来訪者の一時的な駐車を除き、自宅前に車両を長時間駐車させることはできません。マイカーは都度、確実に自宅の駐車スペースに入れて下さい。尚、中央道路沿いに駐車する場合は、歩道に乗り上げての駐車は歩行者の妨げになりますのでおやめください。

②ごみの分別について

ワッセナーで発生するごみは産業廃棄物扱いです。このため、佐世保市の一般ごみの分別方法とは違ってきます。また、産廃処理を確実にを行うため、管理センターのスタッフが毎回再仕分け作業を行って来ています。この手間を軽減するためにも、可燃物、プラスチック類、資源その他、への正しい分別をお願いいたします。(詳細は暮らしガイドに記載予定です)

この他にもどちらかという当たり前のことをいくつか載せて参ります。重ねてご協力をお願い致します。(配布は9月末の予定です)

重要

自宅の傷み具合を点検しましょう！

この二か月の間だけでも10数件の工事申請があり、その多くは屋根や壁の再塗装、栈橋やテラスの補修、芝張りなどの緑の美化に関するものです。(詳細は全てブログに記載しています)委員会としてはこれらの申請を大変うれしく思っています。皆様が自宅の美化に関心を持って行動して頂けることが、そのままワッセナー



ー全体の美化と価値の向上につながるからです。皆様のご協力に感謝申し上げます。一方で、永らく修繕工事を施されていないオーナー様には、一度自宅に必要な修繕箇所がないか確認して頂けますよう、お願い申し上げます。(写真は現時点での一例です)



8月12日(土)、動画の撮影があります！

ホームページ制作の一環として、終日動画の撮影を予定しています。一部ドローンを使った空撮もありますが、プライバシーと安全には十分配慮させて頂きますので、ご協力をお願い致します。詳しくはブログをご覧ください。(予備日、8/13)運営委員会ブログページ

URL: <http://wassenaar.bijual.com/>